

川崎区地域福祉計画推進会議公募委員選考委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎区地域福祉計画推進会議の公募による市民委員の選考を行うために設置する川崎区地域福祉計画推進会議公募委員選考委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (2) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (3) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
- (4) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
- (5) 大師地区健康福祉ステーション担当課長（地域支援・児童家庭）
- (6) 田島地区健康福祉ステーション担当課長（地域支援・児童家庭）
- (7) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
- (8) 大師地区健康福祉ステーション担当課長（高齢・障害）
- (9) 田島地区健康福祉ステーション担当課長（高齢・障害）

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。